

鉱業法改正案の主な内容

1. 開発コンセッションの期間を従来の 50 年から 15 年に短縮、更新も 1 回のみにする
2. 経済省が随意に国営企業に鉱区を割り当てることを可能にし、期間を無期限とする
3. 水資源が乏しい地域におけるコンセッション付与の禁止
4. コンセッションの第 3 者への譲渡を規制、当初付与した際の要件を満たした場合のみ許可
5. コンセッション取消事由を拡大（報告義務違反、廃棄物処理計画の欠如など）
6. コンセッションの要件として環境面と社会面を強化
7. コンセッションを受けた者が開発できる資源を同鉱区で想定された主目的の鉱物資源に限定
8. 法律違反の場合の罰則を強化し、一部刑罰の扱いとする
9. 「未使用地（Terreno libre）」の概念を削除し、先着順のコンセッション付与や割り当て制度を廃止、コンセッションは全て競争入札とし、国にとってより経済的に有利な条件を提示したところに付与する
10. コンセッションを付与された者の土地を買い上げる権利を廃止し、土地に関しては一時的占有と用益権の設定の 2 つの選択肢しか与えない
11. コンセッション付与のための入札において、社会的なインパクトの調査を義務付け
12. コンセッション付与の前に、地域住民への意見聴取を実施

国家水資源法改正案の主な内容

1. 鉱業用水利用権という概念を新設し、権利付与には水資源の存在を厳格な要件とし、（他の用途であれば最長 30 年まで付与されるところ）同用途では期間を 5 年に制限（更新は可能）
2. 鉱業用水利用権の場合、申請者が同一水源・水脈に存在する水資源量の 30%を超える利用量を申請した場合は利用権を与えない
3. 水利用権の取消事由を拡大し、経済的・社会的・環境面などの側面で不均衡や害をもたらした場合や LGEEPA に基づき約束した鉱山修復・閉鎖・閉鎖後監視計画を順守しなかった場合などは、水利用権を取り消す

エコロジー均衡環境保護一般法（LGEEPA）改正案の主な内容

1. 自然保護区における鉱業コンセッションの付与を禁止
2. 鉱業事業者対し、環境天然資源省（SEMARNAT）への鉱山修復・閉鎖・閉鎖後監視計画の提出

に加え、環境や地域社会への考えられうる損害を修復するために必要な金額の保証状の差し入れを義務付け

廃棄物防止総合管理一般法改正案の主な内容

1. 廃棄物防止総合管理一般法の目的として鉱業・冶金廃棄物の管理を追加
2. 自然保護区や塩水沼、河床、連邦管轄の水資源領域などにおける鉱業・冶金廃棄物の廃棄を禁止
3. 鉱業廃棄物処理についての責任は、鉱業コンセッションを受けた者が最後まで負い、たとえ処理において第3者が関与しても、その責任を移転することはできない

改正令施行規則案の中で重要な内容

1. 既存の鉱業コンセッションの権利者は、法改正発効後 90 日以内に水資源当局に対し、水の利用権を工業利用から鉱業利用に変更する申請を行う
2. 既存の鉱業コンセッションの権利者は、法改正発効後 365 日以内に、環境や地域社会への考えられうる損害を修復するために必要な金額の保証状を差し入れ、SEMARNAT に鉱山修復・閉鎖・閉鎖後監視計画を提出して承認を求める

以 上